

[120]九大法学表紙奥付等

<https://hdl.handle.net/2324/4371022>

出版情報 : 九大法学. 120, 2021-03-09. Kyudai Hogakkai
バージョン :
権利関係 :

九 大 法 学 会 会 則 (二〇二〇年一〇月改正)

第一条 本会は、九大法学会と称する。

第二条 本会の事務所は、九州大学大学院法学府におく。

第三条 本会は、法律学・政治学の研究及び発表を目的とし、次の事業を行う。

一、雑誌「九大法学」の発行

二、研究発表会の開催

第四条 本会の事務は、選出された幹事五名以上が行う。なお、幹事の任期は二年とする。

第五条 本会は、大学院生及び助教をもつて組織する。但し、研究生、その他の入会を認める。

第六条 会員は、年会費を納めなければならない。

第七条 会員及び、九大法学会執筆要領第一条の要件を満たす離籍者は、執筆資格を有する。会員は、その在籍期間中に発行された九大法学の無料配布を受けることができる。

第八条 本会運営の細則は幹事会がこれを定める。